

平成20年度高知県私立学校耐震化促進事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金交付規則（以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、高知県私立学校耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(補助目的)

第2条 県は、学校法人（以下「補助事業者」という。）が実施する、県内に設置する私立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校舎、屋内運動場等（以下「私立学校建物」という。）の耐震補強に関する事業に対して予算の範囲内で補助することにより、補助事業者の負担の軽減を図り、もって耐震化への取組を促進する。

(補助対象事業等)

第3条 この補助金の補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業

私立学校建物のうち、昭和56年6月1日付けで施行された建築基準法施行令改正前の基準で建築された2階建て以上又は延べ床面積が200平方メートルを超す非木造の建物に係る耐震補強工事（以下「耐震補強工事」という。）。ただし、休校、廃校、統合等により学校の用に供さなくなる予定の建物を除く。

(2) 補助対象経費及び補助率

次の経費の区分に応じ、それぞれ別表に定めるとおりとする。

- ア 耐震補強工事に係る経費
- イ 耐震補強工事に伴う経費

(申 請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式とし、これに次の書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 国庫補助金交付申請書等の写し
- (4) 建物配置図（補助対象建物ごとに赤線等で囲み、延べ床面積を明記すること。）
- (5) 補助事業を実施する建物の各階平面図
- (6) 耐震診断報告書等の写し
- (7) 建築年月日が確認できる書類
- (8) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に10

0分の25を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金交付の条件)

第5条 補助金の交付目的を達成するために、補助事業者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更(事業内容及び実施計画の変更で、重要な部分に関する変更に限る。)及び補助対象経費の20パーセントを超える変更をしようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式の変更承認申請書に次の書類を添えて提出し、知事の承認を受けなければならない。

ア 変更事業計画書(別記第2号様式)

イ 収支予算書(別記第3号様式)

ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に別記第5号様式による補助事業廃止(中止)承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合で、当該期間の延長が翌年度にわたる場合には、あらかじめ別記第6号様式による工期延長承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(4) 補助事業の収入、収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(交付決定)

第6条 知事は、第4条による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(事業の着手)

第7条 事業の着手は、原則として補助金交付決定通知(以下「指令」という。)に基づき行うものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めて、指令前着手届(別記第7号様式)を受理した場合は、受理した日から事業に着手できるものとする。

(実績報告書)

第8条 規則第11条1項に規定する実績報告書の様式は、別記第8号様式とし、これに次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助事業完了年度の翌年度の4月5日までのいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(別記第2号様式)

(2) 収支決算(見込)書(別記第9号様式)

(3) 国庫補助金実績報告書の写し

- (4) 国庫補助金の額の確定通知書の写し
- (5) 契約書の写し
- (6) 完了検査調書の写し
- (7) 完成写真
- (8) 支出（見込み）が確認できる書類
- (9) その他知事が必要と認める書類

2 第4条第2項ただし書により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付申請した場合、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を別記第10号様式により速やかに報告しなければならない。知事は、この報告を受けて、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることがある。

（補助金の交付）

第9条 知事は、前条により事業実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに当該補助事業を検査又は確認し、交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

（遂行状況の報告等）

第10条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者に対し補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補助金の返還等）

第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

（情報の開示）

第12条 補助事業又は補助事業者に対して、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、開示する。

（グリーン購入）

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達するときは、「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

別 表

区分	補助対象経費	補助率
耐震補強工事に係る経費	<p>第3条第1項に該当する建物の耐震補強工事に要する経費であって、国庫補助金の交付の対象となる工事費</p>	補助対象経費の1/6以内
耐震補強工事に伴う経費	<p>第3条第1項に該当する建物の耐震補強工事の実施設計に要する経費に見合う額から国庫補助金の交付の対象となる実施設計費分を除いた額であって、次の計算式により算出したもの。</p> <p>[計算式]</p> $\text{国庫補助金の交付の対象となる工事費} \times 3.5\% \times 1/2 - (\text{国庫補助金の交付の対象となる工事費} \times 1\% \times \text{国庫補助率})$	定額